

## 電気通信大学ものづくりセンター運営委員会規程

平成22年 4月 1日

改正

平成24年 5月22日

(趣旨)

第1条 この規程は、電気通信大学ものづくりセンター規程(以下「センター規程」という。)第9条第2項の規定に基づき、電気通信大学ものづくりセンター運営委員会(以下「委員会」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(審議事項)

第2条 委員会は、電気通信大学ものづくりセンター(以下「センター」という。)に関する次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) センターの管理運営の基本方針に関すること。
- (2) センターの有効利用に関すること。
- (3) センターの整備計画に関すること。
- (4) センターの構成員に関すること。
- (5) その他重要な事項に関すること。

(構成員)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) センター長
- (2) 各部門長
- (3) センター規程第5条第2号及び第3号に定める者
- (4) その他委員長が必要と認めた者

2 センターに副センター長を置く場合は、前項の委員に加えるものとする。

(任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、センター長をもってあてる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代行する。ただし、センターに副センター長を置く場合は、副センター長がその職務を代行する。

(会議の開催)

第6条 委員会は、委員の2分の1以上の出席がなければ議事を開くことができない。

(委員以外の者の出席)

第7条 委員会が必要と認めたときは、委員会に委員以外の者を出席させることができる。

(委員会の事務)

第8条 委員会に関する事務は、センターが行う。

( 雑則 )

第 9 条 この規程に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

この規程は、平成 2 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 2 4 年 5 月 2 2 日から施行する。